

## 第2回上庄川および泉川流域治水プロジェクト協議会議事概要

### 1. 日時

令和4年4月25日（月） 14：00～14：50

### 2. 出席者

氷見市ふるさと整備課、富山県高岡農林振興センター、富山県氷見土木事務所、富山県農村整備課、富山県森林政策課、富山県砂防課、富山県都市計画課、富山県建築住宅課、富山県河川課（事務局）、富山水源林整備事務所、NPO法人富山県防災士会、泉川沿川住民代表（島尾、宮田、上泉、下田子、小竹、泉の杜 各区長）

※高岡市土木維持課、富山地方气象台、上田子区長は欠席

### 3. 議題（協議事項）

- （1）流域治水プロジェクトの概要について
- （2）流域治水プロジェクト協議会規約について
- （3）流域治水プロジェクトについて
  - ①上庄川水系流域治水プロジェクト更新（報告）
  - ②泉川水系流域治水プロジェクト（案）
- （4）意見交換等

### 4. 議事概要

- ・事務局から資料に沿って議題内容を説明。その後、流域治水プロジェクトなどについて意見交換を行った。
- ・協議の結果、両プロジェクトについて、了承された。  
（以下、住民代表の主な発言）
- ・流域治水プロジェクトを作ってくれてありがたい。
- ・プロジェクトのロードマップについて、進捗状況の報告の要望があった。
- ・避難訓練のための詳細なマニュアルの作成について、要望があった。
- ・新川（泉川の支川）の遊水池整備について、要望があった。
- ・JR氷見線下の泉川改修の事業推進について、要望があった。

## 二級水系 上庄川及び泉川流域治水プロジェクト協議会

令和4年4月25日(月)14:00～  
氷見市役所2階201 災害対策室

### 次 第

1. 開会
2. 挨拶
3. 流域治水プロジェクトの概要
4. 流域治水プロジェクト協議会規約について
5. 流域治水プロジェクトについて
  - (1) 上庄川水系流域プロジェクト更新(報告)
  - (2) 泉川水系流域プロジェクトとりまとめ(案)
6. 意見交換等
7. 閉会

## 上庄川及び泉川「流域治水プロジェクト」協議会

### 出席者

(4月25日(月))

機 関 名	所 属	備考
氷見市	ふるさと整備課	
富山県	高岡農林振興センター	
〃	氷見土木事務所	
〃	農村整備課	
〃	森林政策課	
〃	砂防課	
〃	都市計画課	
〃	建築住宅課	
〃	河川課(事務局)	
(国研)森林整備センター	富山水源林整備事務所	
NPO 法人富山県防災士会		
島尾自治会		
宮田自治会		
上泉自治会		
下田子自治会		
小竹自治会		
泉の杜自治会		

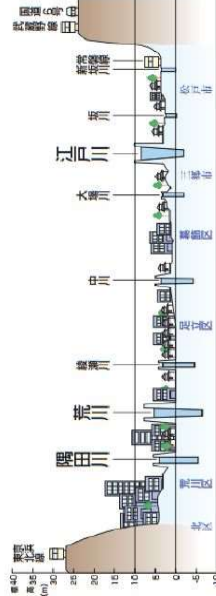
- 令和元年東日本台風での広範囲にわたる記録的な大雨など、近年、毎年必ず大規模な自然災害が発生。
- そもそも、我が国は、河川が急勾配で、ゼロメートル地帯に三大都市圏の約404万人が居住する等、世界的にもまれに見る脆弱な国土条件を有しており、自然災害リスクが極めて高い。
- 氾濫危険水位を超過した河川数が近年5倍強となるなど、気候変動の影響が顕在化。

## 我が国の脆弱な国土条件

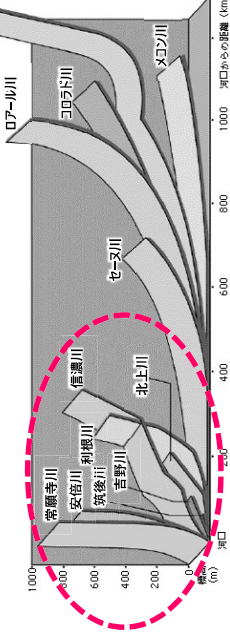
○ 四方を海で囲まれ、国土の中央を脊梁山脈が縦貫しており、河川が急勾配であるとともに、都市部においてゼロメートル地帯が広域にわたり存在。

○ 世界の大規模地震の約2割が我が国周辺で発生。

※ 首都直下地震、南海トラフ地震の発生確率は、それぞれ今後の30年以内で約70%



【江戸川・荒川・隅田川と市街地の標高の関係】



【我が国と諸外国の河川勾配比較】

○ 国土の約3割が洪水や地震災害（震度被害）等の災害リスク地域であり、災害リスクにさらされる人口はおおよそ7割。

○ 例えば、三大都市圏の約404万人が「ゼロメートル地帯」に居住している状況。

リスクエリア面積 (国土面積に対する割合)	リスクエリア人口 (2015) (全人口に対する割合)	リスクエリア人口 (2050) (全人口に対する割合)
約112,900km <sup>2</sup> (29.9%)	約8,556万人 (67.5%)	約7,134万人 (70.0%)

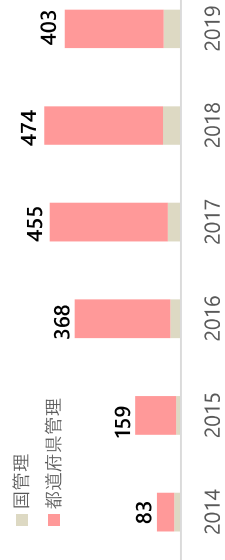
※ 洪水、土砂災害、地震災害（震度被害）、津波災害

【災害リスク※にさらされる地域の面積と当該地域に居住する人口】

(出典：国土審議会計画推進部会 国土の長期展望専門委員会 第二回資料)

## 気候変動による自然災害の頻発・激甚化

○ 氾濫危険水位を超過した河川数は、増加傾向。



【氾濫危険水位を超過した河川数（国管理・都道府県管理）】

○ 短時間強雨の発生頻度が直近30～40年間で約1.4倍に拡大。

※ 令和元年東日本台風では、103もの地点で24時間降水量が観測史上1位の値を更新。



【短時間強雨（1時間降水量50mm以上）の年間発生回数】

## 平成27年9月関東・東北豪雨



①鬼怒川の堤防決壊による浸水被害  
(茨城県常総市)

## 平成28年熊本地震



②土砂災害の状況  
(熊本県南阿蘇村)

## 平成28年8月台風10号



③小本川の氾濫による浸水被害  
(岩手県岩泉町)

## 平成29年7月九州北部豪雨



④桂川における浸水被害  
(福岡県朝倉市)

平成 27 ~ 29 年

## 7月豪雨



⑤小田川における浸水被害  
(岡山県倉敷市)

## 台風第21号



⑥神戸港六甲アイランドにおける浸水被害  
(兵庫県神戸市)

## 北海道胆振東部地震



⑦土砂災害の状況  
(北海道勇払郡厚真町)

平成 30 年

## 8月前線に伴う大雨



⑧六角川周辺における浸水被害状況  
(佐賀県大町町)

## 房総半島台風

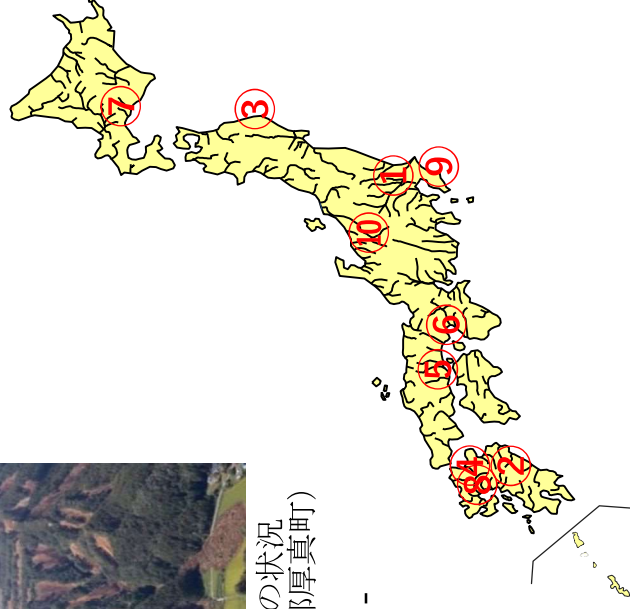


⑨電柱・倒木倒壊の状況  
(千葉県鴨川市)

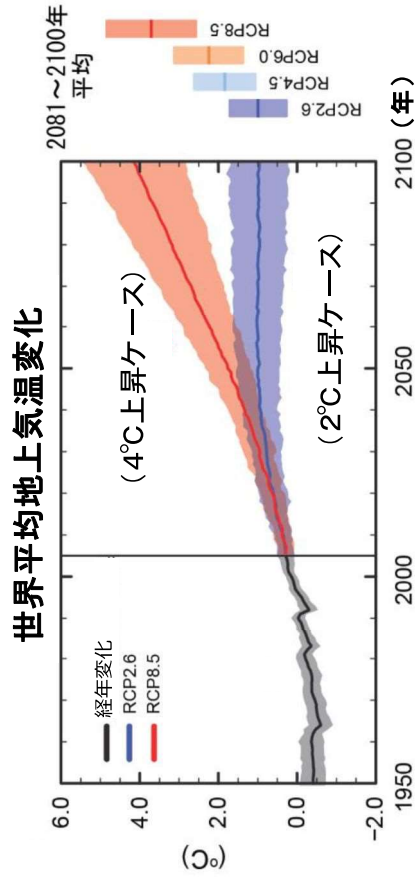
## 東日本台風



⑩千曲川における浸水被害状況  
(長野県長野市)

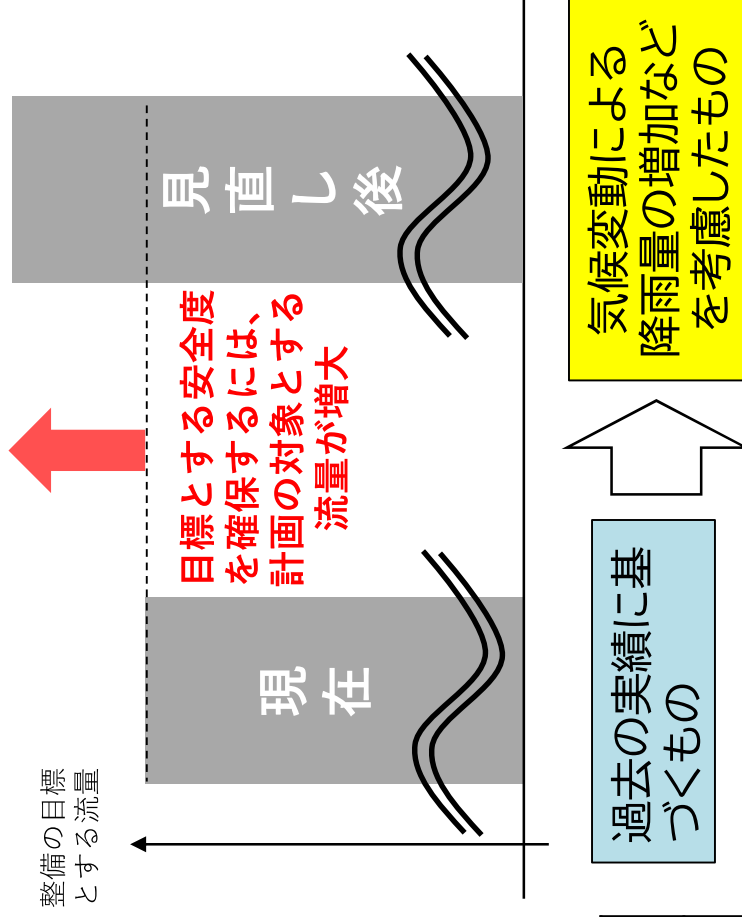


- 災害の発生状況やIPCCの評価等を踏まえれば、将来の気候変動はほぼ確実と考えられ、緩和策と適応策とを車の両輪として進め、気候変動に対応する必要
- 温暖化が進行した場合に、目標としている治水安全度を確保するためには、「過去の実績降雨に基づくもの」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に計画の見直しが必要



## 降雨量変化倍率をもとに算出した、 流量変化倍率と洪水発生頻度の変化

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2°C上昇相当*	約1.1倍	約1.2倍	約2倍



※ 2°Cは、温室効果ガスの排出抑制対策（パリ協定）の目標とする気温

## 課題

気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域にわたる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要がある。

## 対応

- ◆ 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換することによって、施策や手段を充実し、それらを適切に組合せ、加速化させることによって効果的・効果的な安全度向上を実現する。
- ◆ 併せて、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラを、官民連携・分野横断により推進し、雨水の貯留・浸透を図る。

### 氾濫を防ぐための対策 ～ハザードへの対応～

（しみこませる）※  
雨水浸透施設（浸透ます等）の整備  
⇒ 都道府県・市町村、企業、住民

（ためる）※  
雨水貯留施設の整備、  
田んぼやため池等の高度利用  
⇒ 都道府県・市町村、企業、住民

ダム  
⇒ 国・都道府県・市町村、利水者

（安全に流す）  
河床掘削、引堤、放水路、砂防堰堤、遊砂地、  
雨水排水施設等の整備  
⇒ 国・都道府県・市町村

（氾濫水を減らす）  
堤防強化等  
⇒ 国・都道府県  
※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

### 被害対象を減少させるための対策 ～暴露への対応～

（被害範囲を減らす）  
土地利用規制、高台まちづくり  
⇒ 国・都道府県・市町村、企業、住民

二線堤等の整備  
⇒ 市町村

（移転する）  
リスクが高いエリアからの移転促進  
⇒ 市町村、企業、住民



### 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策 ～脆弱性への対応～

（避難態勢を強化する）  
ICTを活用した河川情報の充実、  
浸水想定等の空白地帯の解消  
⇒ 国・都道府県・市町村・企業

（被害を軽減する）  
建築規制・建築構造の工夫  
⇒ 市町村、企業、住民

（氾濫水を早く排除する）  
排水門の整備、排水ポンプの設置  
⇒ 市町村等

（早期復旧・復興に備える）  
BCPの策定、水災害保険の活用  
⇒ 市町村、企業、住民

（支援体制を充実する）  
TEC-FORCEの体制強化  
⇒ 国・企業

凡例

河川での対策 集水域での対策 氾濫域での対策

# あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

## 対応

◆ 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換することによって、施策や手段を充実し、それらを適切に組合せ、加速化させることによって効果的・効果的な安全度向上を実現する。

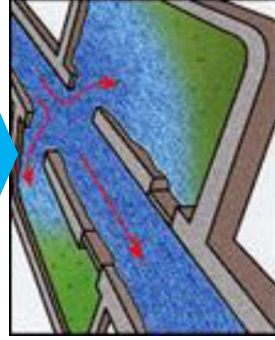
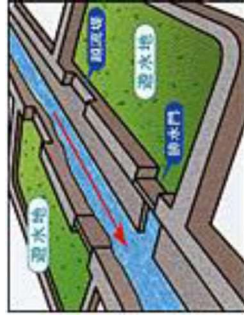
## 「流域治水」の具体例

### 河川・下水道管理者による対策

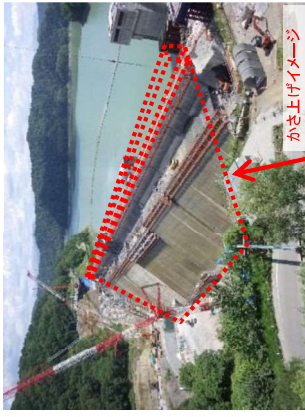
堤防整備



遊水地

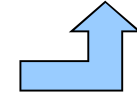


ダム建設・ダム再生



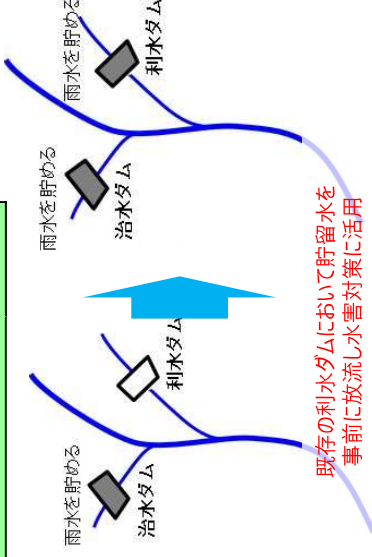
大規模地下貯留施設(下水道)

防災調整池



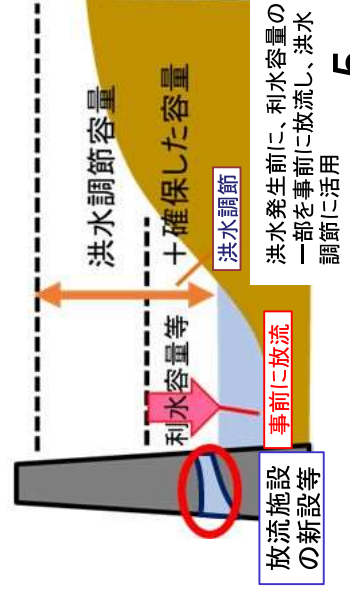
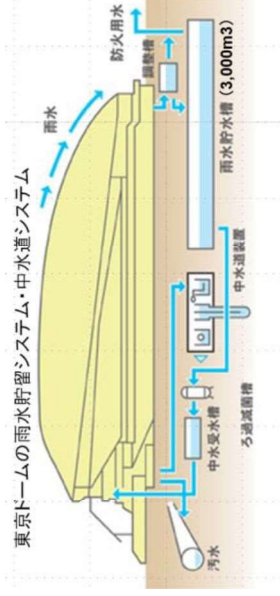
### 市町村や民間等による対策

既存の利水ダムの治水活用



(既存ダムの活用例)

公共施設地下貯留(東京ドーム)





# 「流域治水プロジェクト」に基づく事前防災の加速

- ◆ 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築することが必要
- ◆ 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「**流域治水**」へ**転換**
- ◆ 令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「**流域治水プロジェクト**」を示し、**ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速**
- ◆ **戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容等をベース**に、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で中間的にとりまとめ、「**流域治水プロジェクト**」を令和2年度中に**策定**

## 課題

## 対応

今後の水害対策の進め方（イメージ）

**1st**

**近年、各河川で発生した洪水に対処**

- 緊急治水対策プロジェクト（甚大な被害が発生した7水系）
- 流域治水プロジェクト（全国の一級水系において早急に実施すべき事前防災対策を加速化）

**速やかに着手**  
気候変動を踏まえた河川整備計画等の見直し

**2nd**

**気候変動で激化する洪水による環境的被害を回避**

- 気候変動適応型水害対策の推進

治水計画を、「過去の降雨実績に基づくもの」から、「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し

- 将来の降雨量の増大に備えた抜本的な治水対策を推進

## 全国7水系における「緊急治水対策プロジェクト」

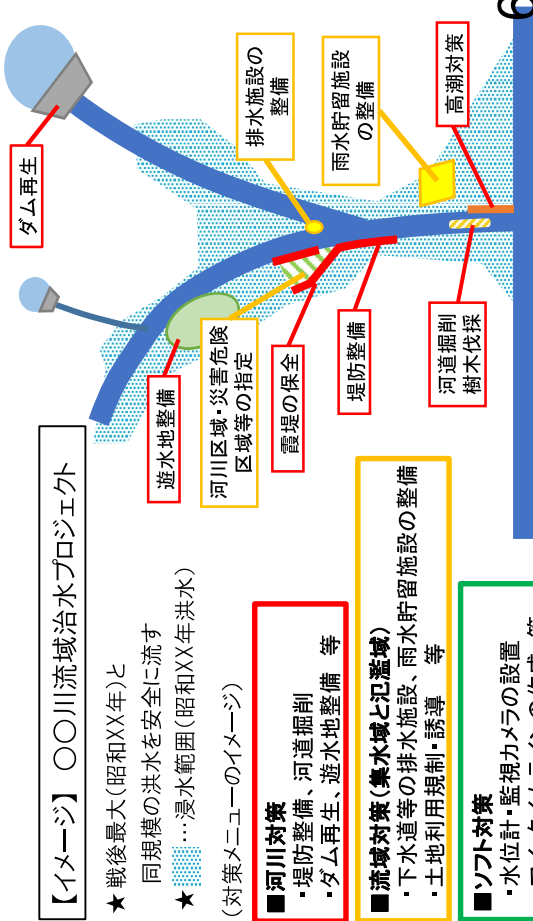
◆ 令和元年東日本台風（台風第19号）により、甚大な被害が発生した7水系において、国・都県・市区町村が連携し、今後概ね5～10年で実施するハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」に着手。

水系名	河川名	事業費	期間	緊急治水対策プロジェクト（概ね5～10年で行う緊急対策）	
				主な対策メニュー	主な対策メニュー
阿武隈川	阿武隈川上流	約1,840億円	令和10年度まで	【ハード対策】河道掘削、遊水地整備、堤防整備	【ソフト対策】河道掘削、遊水地整備、堤防整備
	阿武隈川下流			支川に危機管理型水位計及びカメラの設置 遊水地に危機管理型水位計の設置 遊水地を考慮した立地適正化計画展開 等	遊水地整備、堤防整備
鳴瀬川	吉田川	約271億円	令和6年度まで	【ハード対策】河道掘削、堤防整備	【ソフト対策】河道掘削、堤防整備
荒川	入間川	約338億円	令和6年度まで	【ハード対策】河道掘削、遊水地整備、堤防整備	【ソフト対策】河道掘削、遊水地整備、堤防整備
	那珂川			河道掘削、遊水地整備、堤防整備 高台整備、広域避難計画の策定 等	河道掘削、遊水地整備、堤防整備
久慈川	那珂川	約665億円	令和6年度まで	【ハード対策】河道掘削、遊水地整備、堤防整備	【ソフト対策】河道掘削、遊水地整備、堤防整備
	久慈川			河道掘削、遊水地整備、堤防整備 遊水地の保全・有効活用 等	河道掘削、堤防整備 遊水地の保全・有効活用 等
多摩川	多摩川	約191億円	令和6年度まで	【ハード対策】河道掘削、堤防整備	【ソフト対策】河道掘削、堤防整備
	信濃川			河道掘削、堤防整備 下水道管等のゲート自動化・遠隔操作化 等	河道掘削、遊水地整備、堤防整備
信濃川	信濃川	約1,768億円	令和9年度まで	【ハード対策】河道掘削、遊水地整備、堤防整備	【ソフト対策】河道掘削、遊水地整備、堤防整備
	千曲川			田んぼダムなどの雨水貯留機能確保 マイ・タイムライン策定推進 等	河道掘削、遊水地整備、堤防整備
合計		約5,424億円			

※令和2年3月31日 HP公表時点

## 全国の各河川で「流域治水プロジェクト」を公表

- ◆ 全国の一級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示
- ◆ 戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容等をベースに、プロジェクトを策定し、ハード・ソフト一体の事前防災を加速



# 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する

## 法律(令和3年法律第31号)について

【公布:R3.5.10 / 施行:R3.7.15又はR3.11.1】

### ～流域治水関連法～

#### 改正法律

特定都市河川浸水被害対策法、河川法、下水道法  
水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律  
都市計画法、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律  
都市緑地法、建築基準法

国 土 交 通 省  
水 管 理 ・ 国 土 保 全 局  
都 市 局



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# ● 特定都市河川洪水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）

## ＜予算関連法律＞

### 背景・必要性

○ 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化

○ 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算（20世紀末比）

降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法**」を整備する必要性

【公布：R3.5.10 / 施行：R3.7.15又はR3.11.1】

### 法律の概要

#### 1. 流域治水の計画・体制の強化 [特定都市河川法]

##### ◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

一 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**（全国の河川に拡大）

##### ◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

一 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂**に会い、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用等**を協議

一 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、**確実に実施**

#### 2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 [河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法]

##### ◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**（予算）

一 **利水ダム等の事前放流**に係る協議会（河川管理者、電力会社等の利水者等が参画）制度の創設

一 **下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速

一 **下水道の樋門等の操作ルールの策定**を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

##### ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**

一 **貯留機能保全区域を創設**し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保

一 **都市部の緑地を保全**し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用

一 **認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援（※予算関連・税制）

#### 3. 被害対象を減少させるための対策 [特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法]

##### ◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫**

一 **浸水被害防止区域を創設**し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（許可制）

一 **防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進（※予算関連）

一 **災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化（※予算関連）

#### 4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 [水防法、土砂災害防止法、河川法]

一 洪水等に対応した**ハザードマップの作成**を中小河川等まで**拡大**し、リスク情報空白域を解消

一 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保

一 国土交通大臣による権限代行の対象を**拡大**し、災害で堆積した**土砂の撤去、準用河川**を追加



流域治水のイメージ

【目標・効果】気候変動による降雨量の増加に対応した**流域治水の実現**  
【KPI】○浸水想定区域を設定する河川数：2,092河川（2020年度）⇒約17,000河川（2025年度）

# 法改正の背景・必要性

## 気候変動の影響

### 速やかに対応

- 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急に実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「**流域治水プロジェクト**」を**速やかに実施**

(令和2年度内に全1級109水系で策定済)

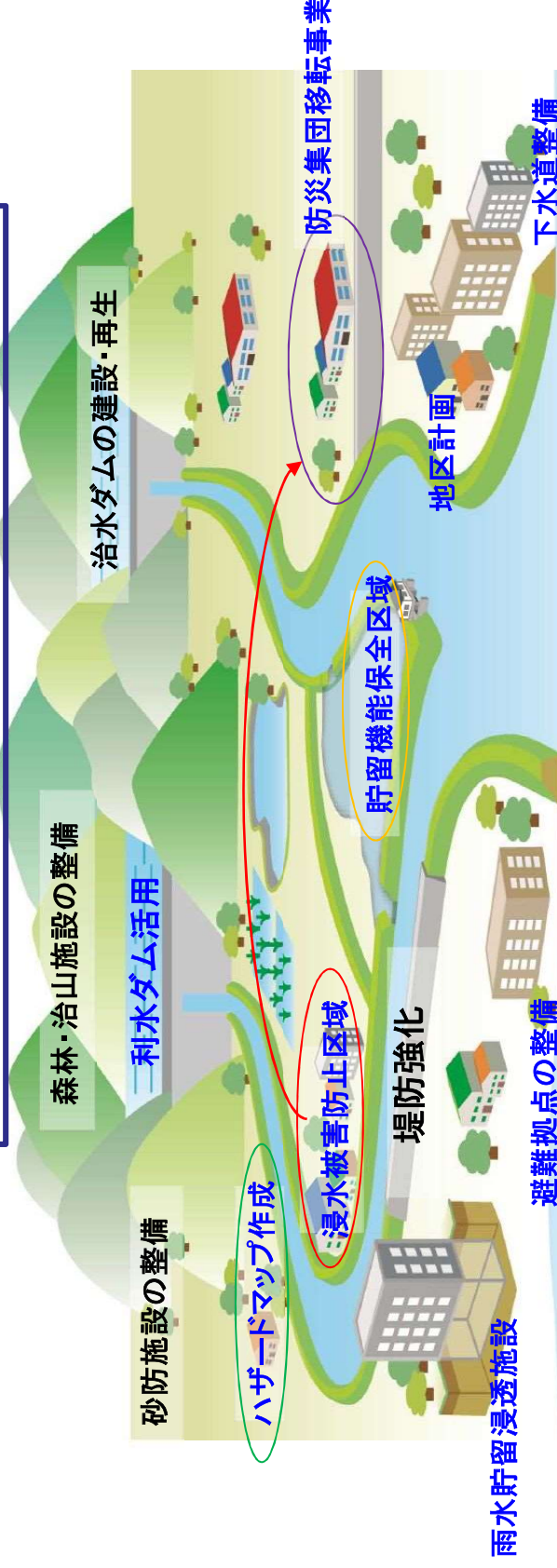
[ 国管理河川で**戦後最大規模洪水**に、都市機能集積地区等で**既往最大降雨**による内水被害に対応 ]

### 将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

### 将来の気候変動を見込んだ更なる対応

- 現行計画よりも増大する降雨等(外力)に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**

### 法的枠組「流域治水関連法」の整備が必要



## 流域治水のイメージ

# 1. 流域治水の計画・体制の強化【特定都市河川法】

## (1) 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 計画策定の対象河川に、市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件により被害防止が困難な河川**※を追加（全国の河川に拡大）

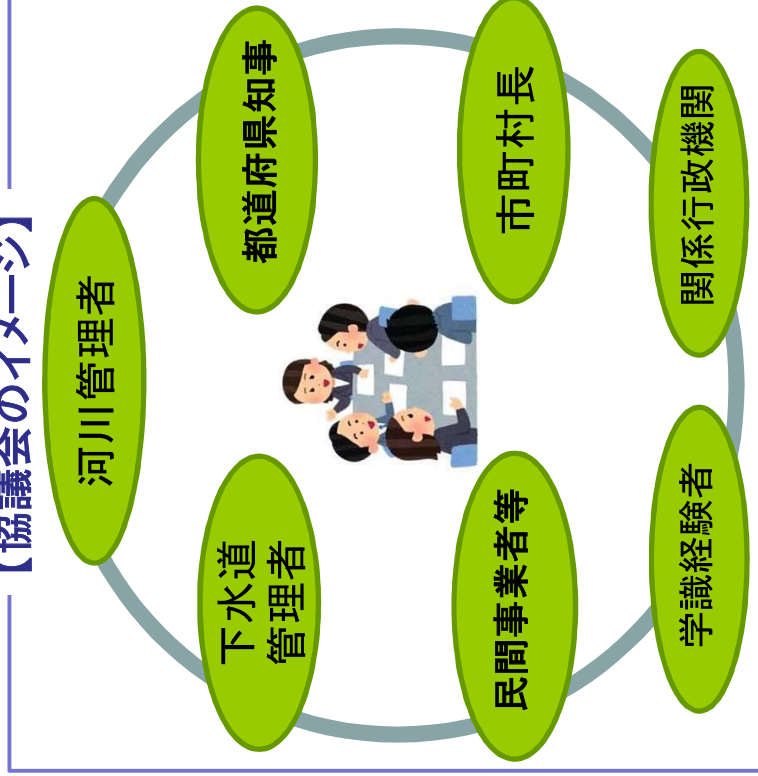
※バックウォーター現象のおそれがある河川、狭窄部の上流の河川等

(特定都市河川法)

## (2) 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し（協議会）、**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
- 協議結果を**流域水害対策計画に位置付け** → **様々な主体が流域水害対策を確実に実施**

### 【協議会のイメージ】



### 【流域水害対策計画の拡充】

- ◎ 河川管理者による河道等の整備に加えて、流域における雨水貯留浸透対策などで被害防止

#### 現行

- **河川・下水道管理者**による雨水貯留浸透対策が**中心**

#### 追加

- **地方公共団体と民間**による雨水貯留浸透**対策の強化**（地方公共団体の施設と認定民間施設による分担貯留量の明確化）
- **土地利用の方針**（保水・遊水機能を有する**土地の保全**、著しく危険なエリアでの**住宅等の安全性の確保**）

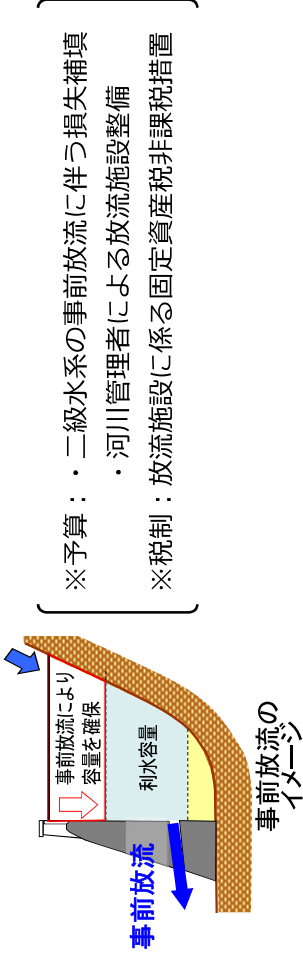
## 2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

### (1) 河川・下水道における対策の強化

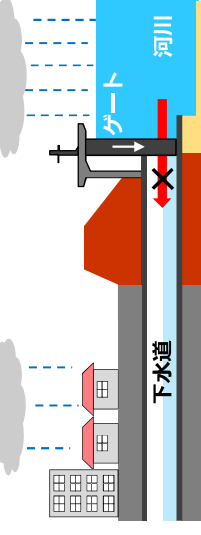
#### ◎ 中長期的計画に基づく堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)

- 河川管理者、利水者（電力会社等）等で構成する法定協議会を設置。利水ダムの事前放流の拡大を協議・推進（河川法）



- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速（下水道法）
- 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止（下水道法）

＜下水道整備による浸水対策の例＞



### (2) 流域における雨水貯留対策の強化

- 沿川の保水・遊水機能を有する土地を、貯留機能保全区域として確保（盛土行為等に対する届出義務と勧告）（特定都市河川法）



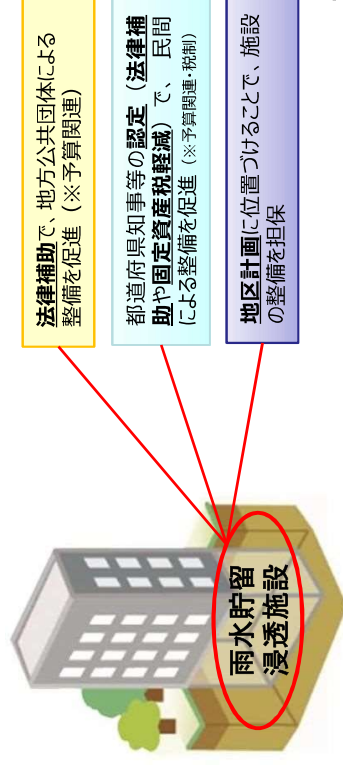
貯留機能保全区域のイメージ

- 貯留浸透に資する都市部の緑地を保全し、水害の被害を軽減するグリーンインフラとして活用（都市緑地法）



グリーンインフラのイメージ

- 認定制度、補助、税制特例、地区計画等を駆使して、官民による雨水貯留浸透施設の整備を推進（特定都市河川法、下水道法、都市計画法）
- ＜雨水貯留浸透施設整備のイメージ＞



### 3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

## 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

### ① 浸水被害防止区域を創設し、住宅や

**要配慮者施設等の安全性を事前確認** (特定都市河川法)

- 浸水被害の危険が著しく高いエリア
- 都道府県知事が指定
- 個々の開発・建築行為を許可制に  
(居室の床面の高さが浸水深以上、建築物が倒壊等しない安全な構造)  
※平成30年7月豪雨では、死亡者の多くが住宅で被災

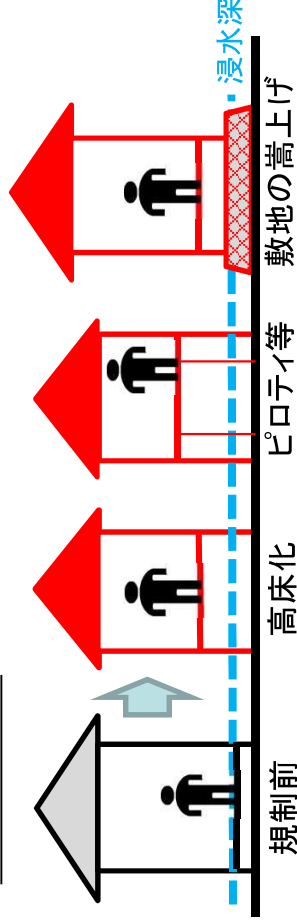


浸水被害の危険が著しく高いエリアのイメージ

### ② 地区単位の浸水対策を推進

(都市計画法)

- 地域の実情・ニーズに応じたより安全性の高い  
防災まちづくり
- 地区計画のメニューに居室の床面の高さ、  
敷地の高上げ等を追加



### ③ 防災集団移転促進事業を拡充し、危険なエリア から安全なエリアへの移転を促進

(防集法) (※予算関連)

- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充

【現行の区域】 災害が発生した地域・災害危険区域  
【追加】 浸水被害防止区域のほか、地すべり防止区域  
急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を追加

- 事業の担い手を都道府県・URに拡充

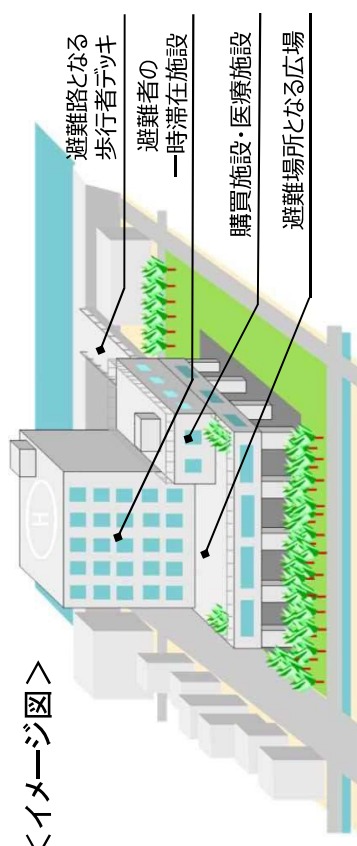
{ ①都道府県による事業の計画策定  
②URによる事業の計画策定・事業実施の本来業務化 }

### ④ 災害時の避難先となる拠点の整備

(都市計画法)

- 水災害等の発生時に住民等の避難・滞在の拠点  
となる施設を都市施設として整備 (※予算関連)

＜イメージ図＞



## 4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策【水防法、土砂災害防止法、河川法】

### (1) リスク情報空白域の解消

- 想定最大規模の洪水、雨水出水、高潮に対応した**ハザードマップ作成エリア**（浸水想定区域）を、現行の大河川等から住家等の**防御対象のあるすべての河川流域、下水道、海岸に拡大**（水防法）

- ※ 令和元年東日本台風では、阿武隈川水系の中小河川において、人的被害が発生
- ※ 浸水想定区域を設定する河川の目標数（現在）約2,000河川 ⇒（今後）約17,000河川（2025年度）

### (3) 被災地の早期復旧

- 国土交通大臣による**権限代行の対象を拡大**（河川法）

#### 【対象河川】

- ・ 都道府県管理河川（1級河川の指定区間、2級河川）
- ・ **市町村管理河川**（追加）（準用河川）

#### 【対象事業】

- ・ 改良工事・修繕
- ・ 災害復旧工事
- ・ **災害で堆積した河川の土石や流木等の排除**（追加）

### (2) 要配慮者施設に係る避難の実効性確保

- 要配慮者施設に係る**避難計画や避難訓練**に対し、**市町村が助言・勧告**（水防法、土砂災害防止法）

- ※ 令和2年7月豪雨により、避難計画が作成されていた老人ホームで人的被害が発生。



国が準用河川の災害復旧を代行することが想定される例（平成29年九州北部豪雨（福岡県・筑後川水系））



## 【参考】 施行スケジュール

◎ **法律の公布**：令和3年5月10日

### ◎ **法律の施行**

【**第1弾**】⇒ **公布から3ヶ月以内に施行**（7月15日）

- ・ **河川法**（利水ダム事前放流、権限代行対象拡大）
- ・ **水防法**（ハザードマップ対象拡大、要配慮者施設避難確保）
- ・ **土砂災害防止法**（要配慮者施設避難確保）
- ・ **下水道法**（樋門操作規則策定義務付）

※ その他、都市部局所管の都市計画法、防災集団移転促進法、都市緑地法も第1弾で改正

【**第2弾**】⇒ **公布から6ヶ月以内に施行**（11月1日）

- ・ **特定都市河川浸水被害対策法**
- ・ **下水道法**（目標降雨の計画位置付・雨水貯留施設認定制度創設）

※ その他、特定都市河川法における浸水被害防止区域制度創設に関連し、関係法律（水防法、都市計画法、防災集団移転促進法）も第2弾で改正

# 上庄川及び泉川流域治水プロジェクト協議会

## 規 約

### (設置)

第1条 「上庄川及び泉川流域治水プロジェクト協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、上庄川及び泉川流域において国、県及び市町村等のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水プロジェクト」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

### (協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項。

### (協議会の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。

### (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

### (事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、富山県土木部河川課が行う。

### (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

### (附則)

第9条 本規約は、令和4年2月10日から施行する。

別表 1

構 成 員	備 考
氷見市 建設部 ふるさと整備課長	
高岡市 都市創造部 土木維持課長	
富山県高岡農林振興センター 管理検査課長	
富山県高岡土木センター氷見土木事務所 所長代理	
富山県 農林水産部 農村整備課 主幹	
富山県 農林水産部 森林政策課 主幹	
富山県 土木部 砂防課 主幹	
富山県 土木部 都市計画課 主幹	
富山県 土木部 建築住宅課 主幹	
富山県 土木部 河川課 主幹	富山県土木部 河川課が事務局
森林整備センター富山水源林整備事務所 所長	
NPO法人富山県防災士会	オブザーバー
富山地方気象台 防災管理官	オブザーバー
泉川沿川住民代表 (島尾、宮田、上泉、下田子、上田子、小竹、泉の杜)	オブザーバー